附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十三条第八号タの改正規定　令和四年四月一日

二　第百三十九条の十第二項第二号ロの改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項」に、「の規定」を「又は第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定」に改める部分に限る。）及び第百五十五条の二十五第一号ハ⑴の改正規定（「限る。）又は」を「限る。）」に、「の規定」を「又は第六十八条の十五の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）の規定」に改める部分に限る。）　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第七十七条第一号の二の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子等に関する経過措置）

第三条　新令第百四十一条の四第八項並びに第百四十二条の二第七項及び第八項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に関する経過措置）

第四条　新令第百五十五条の二十七第五項及び第六項の規定は、連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入に関する経過措置）

第五条　新令第百八十八条第十一項及び第十二項の規定は、外国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十五号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の二十」を「第四条の二十一」に、「第五条の七」を「第五条の六」に、「第五条の八・第五条の九」を「第五条の七・第五条の八」に改める。

第四条第三項を削る。

第四条の四の二の見出し中「課税価格等」を「課税価格」に改め、同条第三項を削る。

第二章第二節中第四条の二十を第四条の二十一とし、第四条の十七から第四条の十九までを一条ずつ繰り下げ、第四条の十六の次に次の一条を加える。

（障害者非課税信託申告書等の提出の特例）

第四条の十七　第四条の十第一項、第四条の十四第一項、第四条の十五第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を提出しようとする特定障害者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する受託者の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該特定障害者は、これらの申告書を当該受託者の営業所等に提出したものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合における第四条の十及び第四条の十四から前条までの規定の適用については、第四条の十第三項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項が同項」と、「を受理した」とあるのは「の提供を受けた」と、第四条の十四第二項、第四条の十五第二項及び前条第三項中「」が」とあるのは「」に記載すべき事項が」と、「を受理した」とあるのは「の提供を受けた」とする。

3　第一項の規定により障害者非課税信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する特定障害者は、当該障害者非課税信託申告書への添付書類（特定障害者扶養信託契約の契約書の写し及び第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類をいう。以下この項において同じ。）の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、同条第一項に規定する受託者の営業所等に対し、当該添付書類に記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定障害者は、当該障害者非課税信託申告書に当該添付書類を添付したものとみなす。

第五条第一項中「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）」を削る。

第五条の二を削り、第五条の三を第五条の二とし、第五条の四を第五条の三とする。

第五条の五の前の見出しを削り、同条を第五条の四とし、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税の適用のための読替え）」を付する。

第五条の六を第五条の五とする。

第五条の七第四項中「第五条の七第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同条を第五条の六とする。

第三章中第五条の八を第五条の七とし、第五条の九を第五条の八とする。

第七条の二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した者等に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十八条第五項の規定の適用を受けた者に同項の規定の適用に係る贈与をした改正前の相続税法施行令第四条第三項若しくは第五条の二の短期非居住贈与者（同法第二十八条第五項に規定する短期非居住贈与者をいう。）又は同令第四条の四の二第三項若しくは第七条の二に規定する短期非居住贈与者等が死亡した場合における当該贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。